

韮崎市立病院テレビ付床頭台等病棟備品賃貸借
公募型プロポーザル実施要項

1 目的・趣旨

本業務は、韮崎市国民健康保険韮崎市立病院（以下「当院」という。）病棟内の病室で使用する備品を一括して業者から借り入れ、入院患者及びその関係者に、より良質な療養環境を提供することを目的とする。

また、本業務を実施するにあたり、本院の要求する仕様に対する内容、プロポーザルにあたっての参加要件及び選定手続きを、この要項で定める。

2 当院の概要

- (1) 所在地 韮崎市国民健康保険韮崎市立病院：山梨県韮崎市本町三丁目 5 番 3 号
- (2) 病床数 171 床（一般病床 137 床（急性期病床 98 床、地域包括ケア病床 39 床）、医療療養病床 18 床、介護医療院 16 床）
- (3) 診療科目 内科、外科、整形外科、小児科、眼科、リウマチ科、泌尿器科、皮膚科、脳神経外科
- (4) 患者数 入院患者数：1 日あたり 41,933 人（平均在院日数 20.2 日）
外来患者数：1 日あたり 66,989 人

※令和 5 年度実績

3 業務内容等

- (1) 業務名
韮崎市立病院テレビ付床頭台等病棟備品賃貸借
- (2) 業務内容
別紙「韮崎市立病院テレビ付床頭台等病棟備品賃貸借仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり
- (3) 履行期間
令和 7 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日まで
（地方自治法第 234 条の 3 に基づく長期継続契約）
- (4) 予定価格
提案内容および見積価格等を総合的に審査するため、予定価格は提示しない。
- (5) 履行場所
韮崎市国民健康保険韮崎市立病院（山梨県韮崎市本町三丁目 5 番 3 号）
- (6) 現地確認等
施設の現状や既存機器等の確認は、担当部署へ事前にご連絡をいただき、応募者個々に適宜対応する。

4 参加資格要件

以下の要件を全て満たすこと

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定のいずれにも該当していないこと。
- (2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき、会社更生手続き開始の申し立てがなされていないこと。
- (3) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき、再生手続き開始の申し立てがなされていないこと。
- (4) 蕪崎市暴力団排除条例（平成 24 年条例第 1 号）に規定する暴力団員等でないこと。
- (5) 蕪崎市競争入札参加資格者名簿（物品：医療用具・機器）に登載されていること。
- (6) 蕪崎市から指名停止を受けていないこと。
- (7) 法人税、消費税、地方消費税及び市税等を完納し、滞納がないこと。
- (8) 全国の官公立病院における同一または類似業務の直接契約実績が複数あり、直近 3 年以上の管理運営実績を有する業者であること。以上の要件を満たさない業者の応札は認めないものとする。
- (9) 仕様書に定める業務を的確に遂行するために必要な知識、技能、経験、資力を有すること。

5 選定スケジュール

本調達の手配スケジュールは以下のとおりとする。

- | | |
|----------------|--------------------------------------|
| (1) 参加申込期間 | 令和 7 年 1 月 8 日（水）～令和 7 年 1 月 22 日（水） |
| (2) 質疑受付期間 | 令和 7 年 1 月 8 日（水）～令和 7 年 1 月 22 日（水） |
| (3) 質疑回答期間 | 令和 7 年 1 月 23 日（木）までに回答 |
| (4) 参加資格確認結果通知 | 令和 7 年 1 月 23 日（木） |
| (5) 企画提案書受付期間 | 令和 7 年 1 月 29 日（水）～令和 7 年 2 月 4 日（火） |
| (6) 企画提案会 | 令和 7 年 2 月 10 日（月） |
| (7) 審査結果通知 | 令和 7 年 2 月 12 日（水）予定 |
| (8) 契約締結日 | 令和 7 年 2 月 13 日（木）以降 |

※公表については、蕪崎市立病院ホームページに掲載する。

6 提出書類

参加者は、以下の書類を提出すること。

- (1) 参加申込書類の提出

参加申込提出書類は次のとおりとし、提出部数は各 1 部とする。

- ① 参加表明書（様式 1）※1
- ② 会社概要等整理表（様式 1-1）
- ③ 類似業務受託実績（様式 1-2）
- ④ 誓約書（様式 2）

- ⑤ 財務諸表の写し（直近過去 3 年分）
- ⑥ 法人登記簿謄本又は履歴事項全部証明書（コピー可）※2

※1 参加申込書類の提出にあたっては①から⑦の順でフラットファイル等に閉じ、項目ごとに見出しを付して提出すること。フラットファイルの表紙及び背表紙には業者名を記入すること。また、参加申込書提出の際、担当者の連絡先を明記したメールを事務局総務担当に送信するとともに、担当者の名刺を提出すること。

※2 法人登記簿謄本又は履歴事項全部証明書及び納税証明書は提出日の 3 か月以内に発行されたものとする。

(2) 企画提案書類の提出

企画提案書類は次のとおりとし、正本 1 部、副本 10 部を提出すること。

- ① 企画提案書表紙（企画提案様式 1）※1
 - ② 業務に係る提案書（添付資料含む）（自由書式）
 - ③ 提案価格書（企画提案様式 2）※1
 - ④ 緊急支援体制（企画提案様式 3）
 - ⑤ 韮崎市立病院テレビ付床頭台等病棟備品賃貸借プロポーザル事業者選定評価項目確認書（企画提案様式 4）
- ※1 正本に代表者印を押印すること。

(3) 提出方法

持参又は郵送（郵送の場合は書留郵便とし、提出期限までの必着とする）により事務局総務担当へ提出すること。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律、行政機関の休日に関する法律に規定する休日を除く午前 9 時から午後 5 時までとする。

7 質問及び回答方法

本業務に関する質疑がある場合は、質疑書（様式 3）を利用して作成し件名を付して期限までに電子メールにより送信すること。

なお、送信後、必ず電話による受信の確認を行うこと。

審査及び評価に対する質問については一切受け付けない。

質疑に対する回答は、令和 7 年 1 月 28 日まで随時韮崎市立病院のホームページ上で公表する。

- (1) 期 限 令和 7 年 1 月 23 日（木）午後 5 時まで
- (2) 送付先

電子メール soumu@nirasakihospital.jp

8 提案の辞退

参加書類提出後に辞退する場合は、参加申込書類の提出日までに「辞退届（様式 4）」を 1 部提出すること。

9 提案価格書

提案価格書について、以下の点に留意して作成すること。

- (1) 様式は「提案価格書（企画提案様式 2）」を使用すること。
- (2) 提案価格は、年額を記入し、調達物品に係る価格のほか、導入費及び既存機器撤去費を含めること。
- (3) 提案金額は税込みの金額を記載すること。
- (4) 提案価格書には代表者印を押印して提出すること。

10 プレゼンテーション及び事業者選定の方法

(1) 選定方法

提案書等の審査を厳正かつ公平に行うため、**葦崎市立病院葦崎市立病院床頭台等賃貸借公募型プロポーザル審査委員会**（以下「選定委員会」という。）を設置し、別紙「**葦崎市立病院テレビ付床頭台等病棟備品賃貸借プロポーザル事業者選定審査項目**」に基づき審査と評価を行う。選定委員会は、企画提案書の内容をプレゼンテーションにより評価し、実績や価格評価、プレゼンテーションの評価を合計して最も優れた内容を提案した事業者を優先交渉権獲得事業者とする。なお、提案者が 1 社の場合でも審査を実施し、選定委員会が適当な受託者であると判断した場合は優先交渉権獲得事業者とする。

(2) 企画提案会

次のとおり企画提案会にてヒアリングを実施する。

- ① 期日 令和 7 年 2 月 10 日（月）予定
- ② 場所 葦崎市立病院内 会議室
- ③ 提案資料 説明は、提案書及びパワーポイント資料（提案書の内容のみ）を使用することができる。プレゼンテーション用モニター（65V 型、HDMI 接続可）、電源を病院側が提供するが、パソコンは各参加者のものを使用する。なお、当院の機器との相性を考慮し、適宜プロジェクターを持参すること。
- ④ プレゼンテーションの方法
プレゼンテーションの持ち時間は、1 提案事業者当たり準備・撤収時間を含め 40 分以内（事業者からの提案説明 20 分、質疑応答 20 分を含む）、参加人数は各社 4 人以内とし、提案書に基づき、説明を行うこと。
- ⑤ 審査項目及び評価点
別紙「**葦崎市立病院テレビ付床頭台等病棟備品賃貸借プロポーザル**

事業者選定審査項目」による。

1 1 審査結果の通知等

(1) 通知方法

企画提案書を提出した事業者全てに、書面及び韮崎市立病院ホームページにて審査結果を通知する。

(2) 異議申し立て

審査結果に対する異議申し立ては受付けない。

(3) 次の事由に該当する場合は失格とし、審査の対象としない。

- ① 提出期限内に書類が提出されない場合
- ② 参加資格要件に適合していない場合
- ③ 参加表明書等に虚偽の記載がある場合
- ④ 企画提案書に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていなかった場合
- ⑤ 企画提案会に出席しない場合（ただし、災害等やむを得ない理由により出席できない場合はこの限りではない）

1 2 契約の締結

選定委員会で選定された優先交渉権獲得事業者と当院が協議し、賃貸借業務に係る仕様を確定させたうえで、地方自治法第 234 条に定める随意契約の方法により契約を締結する。仕様書の内容は、提案された内容を基本とするが、優先交渉権獲得事業者と当院との協議により、必要に応じて内容を変更したうえで契約を締結するため、提案された内容及び見積額が変わる場合がある。

また、契約金額は当院の契約上限価格の範囲内において、確定した仕様書の内容に基づき優先交渉権獲得事業者の見積額とする。

なお、優先交渉権獲得事業者と協議が調わない場合には、評価が次に高い優先交渉権獲得事業者と協議を行うこととする。

1 3 留意点

- (1) 企画提案書の作成・提出、ヒアリングへの参加等に要する一切の経費は、企画提案者の負担とする。また、提出書類は返却しない。
- (2) 提出された企画提案書の著作権は参加者に帰属する。
- (3) 提出書類作成のために当院より受領した資料は、当院の許可なく使用することはできない。
- (4) 辞退届の提出により、それを理由とした以後の入札やプロポーザル等の参加に不利益は及ばない。
- (5) 企画提案に関する提出書類の変更、差し替え又は再提出は認めない。ただし、誤字、脱字等軽微な修正はこの限りではない。
- (6) この要項に定めるもののほか必要な事項は、病院開設者韮崎市長が別に定める。

1 4 問い合わせ先及び提出先

蕪崎市国民健康保険蕪崎立病院 事務局総務担当

所在地：〒407-0024 蕪崎市本町三丁目5番3号

電話：0551-22-1221（内線213）、FAX：0551-22-9731

E-mail：soumu@nirasakihospital.jp

※お問い合わせについては、土曜日、日曜日及び祝日等の土日を除く毎日、午前9時から午後5時まで受け付ける。